

<報道発表資料>

令和7年5月14日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課  
京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

## 令和7年4月保育所等及び学童クラブ事業における

### 利用児童等の状況

保育所等の待機児童については、近年の多様化する保育ニーズや保育ニーズの地域偏在等を踏まえた丁寧な利用調整に加え、民間保育園、認定こども園、私立幼稚園及び小規模保育事業所等の御協力により、平成26年度から引き続き、ゼロとなりました。

学童クラブ事業の待機児童についても、登録児童数が増加する中、条例に定めた設備・運営基準に基づく職員配置や新たな実施場所の確保などの取組により、平成24年度から引き続き、ゼロとなりました。

今後も、安心して子育てができるよう、幼児教育・保育の体制確保と質の向上、多様な幼児教育・保育の提供等の取組を通じ、「こどもまんなか」のまち京都を実現していきます。

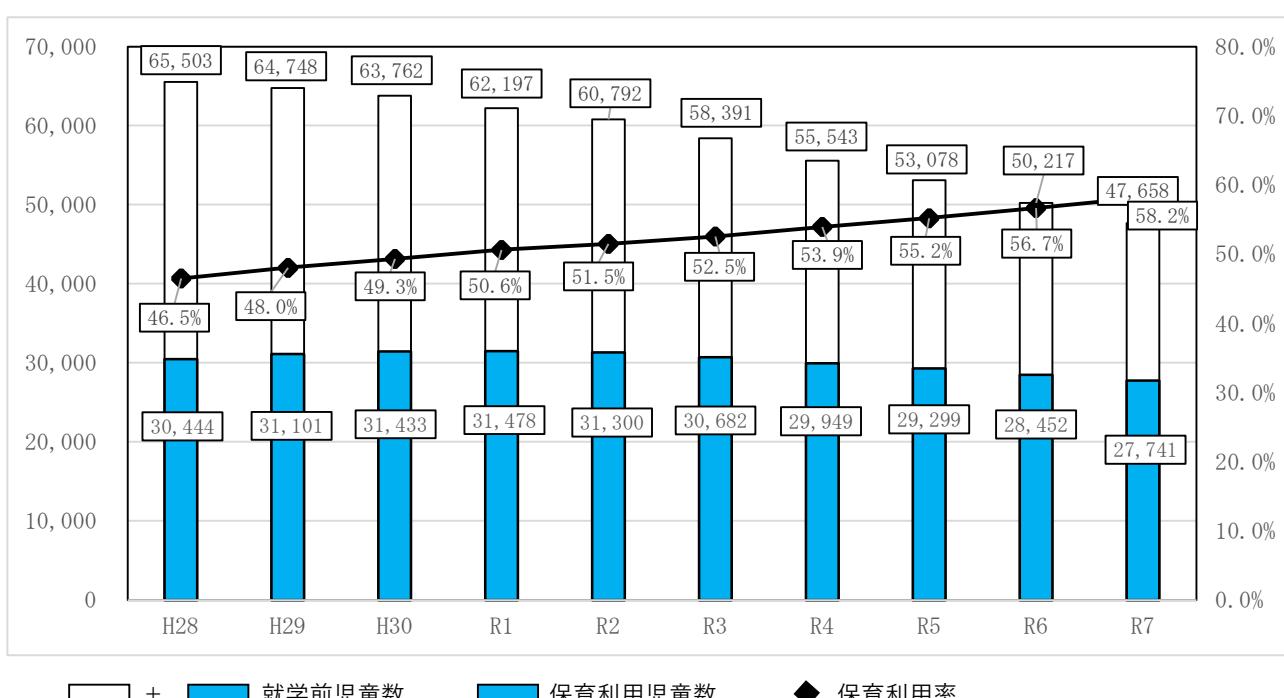
#### 【保育所等利用児童及び待機児童の状況について】

	令和6年4月	令和7年4月	増減
保育申込者数	28, 985人	28, 184人	△801人
保育利用児童数	28, 452人	27, 741人	△711人
保育利用率（※）	56.7%	58.2%	+1.5pt
医療的ケア児受入数	24人	27人	3人
潜在的待機児童数	483人	358人	△125人
待機児童数	0人	0人	±0人

※ 就学前児童数に占める保育利用児童数の割合

※ 各年4月1日時点

## 直近10年間の保育利用児童数等の推移



### ● 待機児童対策の取組等

- ・児童受入枠の拡大

待機児童の解消等のため、令和7年4月に10人分の受入枠を拡大

年度	R3.4向け	R4	R5	R6	R7
受入枠 拡大数	315人	95人	20人	40人	10人

### ● 多様な保育ニーズへの対応

- ・保育所等における医療的ケア児の受入支援

本市では、平成30年度から、医療的ケア児を受け入れる保育施設への支援対策費を創設して、医療的ケア児の受け入れを開始し、令和2年度からは、私立幼稚園での受け入れへの支援も開始しています。

少子化の進展により、保育利用児童数は減少傾向にありますが、医療的ケア児の保育利用は、制度開始時の2倍超となっています。

令和7年度からは、更なる受入促進を図るために、保育施設に対する医療的ケア児保育支援対策費の拡充を行い、支援体制を強化しています。

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市営	3人	4人	3人	3人	2人	3人	3人	4人
民営	8人	16人	18人	25人	25人	23人	21人	19人
私立幼稚園	—	—	0人	2人	3人	2人	0人	4人
合計	11人	20人	21人	30人	30人	28人	24人	27人

※ 各年4月1日時点

- きょうだいの同一施設への入所状況

令和6年度から、きょうだい児を持つ保護者への更なる支援の取組として、利用調整におけるきょうだい同一園希望の加点を5点から15点に大幅に引き上げています。

この結果、フルタイム就労で、ポイント不足によるきょうだいが別園となった世帯は昨年度に引き続きゼロとなりました。

	令和6年4月	令和7年4月
同一の保育所等希望世帯数（A）	1, 649世帯	1, 556世帯
同一の保育所等入園世帯数（B）	1, 596世帯	1, 517世帯
別の保育所等入所世帯数（A - B）	53世帯	39世帯
受入枠なし・受入枠不足のため別園（※1）	32世帯	26世帯
ポイント不足のため別園	21世帯	13世帯
フルタイム就労（※2）	0世帯	0世帯
フルタイム就労以外（求職活動等）	21世帯	13世帯
同一の保育所等入所割合（B/A）	96.8%	97.5%

※1 受入枠不足とは、受入枠以上にきょうだい児の申し込みがあったことにより別園となったもの

※2 1日6時間勤務以上の世帯を計上

注 各年4月1日時点

- 小規模保育事業所等の卒園児（3歳児）の入所状況

小規模保育事業所等の卒園児については、丁寧な利用調整に努めた結果、引き続き保育利用を希望される方の96.1%が保育所等の利用に繋がっています。保留となった14人のうち9人についても、通園可能な幼稚園等を紹介した結果、4月から幼稚園等を利用されています。

	令和6年4月申込み	令和7年4月申込み
卒所児童数 A (B + C)	624人	548人
保育利用の申込みなし B	238人	193人
引き続き保育利用を希望 C (D + E)	386人	355人
保育所・認定こども園利用 D	376人	341人
保留（幼稚園等利用中等） E	10人	14人
保育利用を希望した児童の承諾率 (D/C)	97.4%	96.1%

※ 保育利用の申込みなし（B）の多くは、幼稚園等への入園希望者

※ 保留（幼稚園利用中等）（E）について、保留となった14人のうち、9人は4月から幼稚園を利用中、5人は特定の保育所等を希望

## 【学童クラブ事業利用児童及び待機児童の状況について】

### ● 令和7年度に向けた取組

条例に定めた設備・運営基準に基づく以下の職員配置及び活動スペースを引き続き確保

- すべての施設において利用児童数おおむね40人のクラス編成
- すべてのクラスにおいて2名の職員（うち1名が放課後児童支援員）を配置
- これまで同様、教育委員会との強力な連携の下、利用児童数が増加すると見込まれる施設を中心に、小学校内での実施場所の確保等により、基準（児童1人当たりおおむね1.65m<sup>2</sup>以上）を上回る活動スペースを堅持（令和6年度中に3施設）

### ● 学童クラブ事業の利用状況

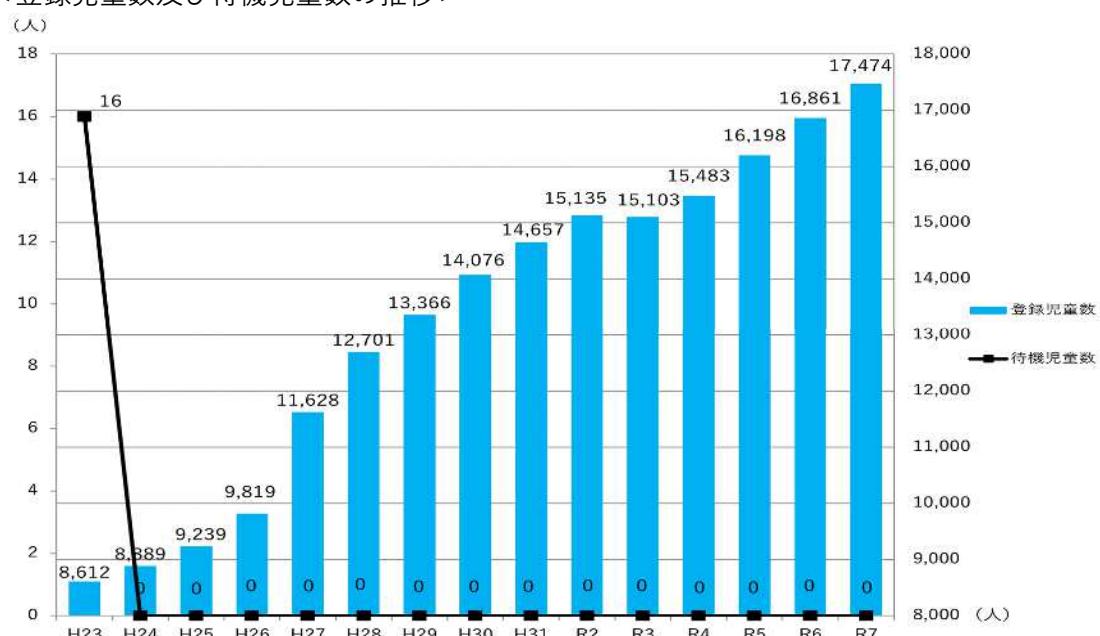
<令和6年度及び令和7年度の登録児童数>

	令和6年度	令和7年度	増減
1年生	4,788人	4,758人	△30人
2年生	4,362人	4,545人	183人
3年生	3,678人	3,665人	△13人
4年生	2,360人	2,612人	252人
5年生	1,165人	1,325人	160人
6年生	508人	569人	61人
合計	16,861人	17,474人	613人

待機児童数	0	0	—
-------	---	---	---

※ 各年4月1日時点

<登録児童数及び待機児童数の推移>



※ 各年4月1日時点

※ 平成27年度から対象学年を拡大（小学校3年生まで→6年生まで）

● 医療的ケア児の受入支援

令和2年度から、学童クラブ事業においても、児童の症状や医療行為が必要な時間に合わせた看護師の配置等に係る制度を創設し、医療的ケア児の受入を開始しました。

令和5年度から、医療的ケア児の送迎支援に係る費用負担の助成も行っています。

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受入児童数	2人	2人	2人	4人	2人	3人

※ 各年4月1日時点

● 今後の取組

令和7年度当初は、前年度当初比で登録児童数が増加しました。

今後も、更に利用ニーズが高まる地域も想定されるため、各地域における利用状況を見ながら、引き続き、関係機関と連携し、利便性や移動の安全性を考慮のうえ、できる限り小学校内で実施場所を確保できるよう努めてまいります。

<お問合せ先>

●学童クラブ事業

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-746-7610

●保育所等事業

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

電話：075-251-2390

参考 1

### 保育所等の利用状況等

(単位：人)

区分	R6.4.1	R7.4.1	増減
保育所等利用申込児童数 ①	28,985	28,184	△801
保育要件非該当数 ②	276	185	△91
育児休業中（注1） a	274	180	△94
求職活動休止 b	0	0	0
その他（注2）	2	5	3
保育認定児童数 ③ = ① - ②	28,709	27,999	△710
保育所等利用児童数 ④	28,452	27,741	△711
保育所・認定こども園	26,985	26,297	△688
小規模保育事業等	1,467	1,444	△23
幼稚園等預かり保育利用児童数（注3） ⑤	32	64	32
企業主導型保育事業利用児童数 ⑥	16	16	0
特定の保育所等を希望等（注4） c ⑦	209	178	△31
待機児童数（注5） ③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦	0	0	0
潜在的待機児童数 a + b + c	483	358	△125

注1 育児休業の延長を希望する（差し支えない）と申し出た保護者の数

注2 「その他」の内訳

区分	R6.4.1	R7.4.1	増減
市外への転出	0	1	1
市外から市内への未転入	2	4	2
就労時間が月48時間未満	0	0	0
必要な書類の未提出	0	0	0
合計	2	5	3

注3 「幼稚園等預かり保育利用児童数」は、保育所等に申し込まれた中で、預かり保育の利用を希望されるなど、幼稚園等に通われている児童数です。

なお、保育要件を満たす児童のうち、約2,700人が幼稚園に通われています。

注4 「特定の保育所等を希望等」とは、他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、利用可能な保育所等を紹介しても申し込まれなかつた児童（175人）と、内定した保育所等が第1希望ではないといった理由により辞退された児童（3人）の合計です。

注5 自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて、開所時間が保護者の需要に応える保育所等を紹介しても申し込まれない場合は、国の定義により「待機児童」に含めていません。

参考 2

行政区別保育所等利用定員と利用状況（令和7年4月1日現在）

(単位：人)

行政区	利用定員	利用児童数			潜在的 待機児童数	待機児童数
		定員内	定員外	合計		
北	2,197	2,036	50	2,086	17	0
上京	1,402	1,166	17	1,183	6	0
左京	3,232	2,928	62	2,990	37	0
中京	2,166	1,963	61	2,024	27	0
東山	622	489	6	495	5	0
山科	3,016	2,609	5	2,614	22	0
下京	1,693	1,570	58	1,628	19	0
南	2,641	2,394	100	2,494	55	0
右京	3,703	3,457	132	3,589	54	0
西京	2,513	2,301	63	2,364	45	0
洛西	835	708	3	711	1	0
伏見	3,669	3,247	100	3,347	44	0
深草	1,039	984	37	1,021	23	0
醍醐	1,485	1,191	4	1,195	3	0
合計	30,213	27,043	698	27,741	358	0

※ 潜在的待機児童として、国は、①育児休業中、②求職活動を休止、③特定の保育所等を希望等、④地方単独事業を利用の4つの類型に係る数値を公表しております。なお、本市においても、国と同様の基準で集計しておりますが、④の地方単独事業は実施していません。